

現在事項全部証明書

大阪市住之江区南加賀屋一丁目1-95住之江会館4階
公益財団法人阪喉会

会社法人等番号	1200-05-003770	
名 称	公益財団法人阪喉会	
主たる事務所	大阪市住之江区南加賀屋一丁目1-95住之江会館4階	
法人の公告方法	電子公告による。 http://www.hankoukai.jp 事故その他やむを得ない事由により、電子公告 によることができない場合は、官報に掲載する 方法による。	
法人成立の年月日	昭和47年3月8日	
目的等	目的 この法人は、喉頭がん等のため喉頭摘出手術を受けて音声・言語機能を失った者（以下「喉摘者」という。）に対し、代用音声による発声練習の指導、人工喉頭等日常生活用具等の斡旋、身体障害に関する啓発等により喉摘者の社会参加の促進を図ると共に、喉頭がんの一次予防としての禁煙運動の展開等の支援事業を行なうことを目的とする。 この法人は上記の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 喉摘者の発声練習教室の開設及び運営に関する事業 (2) 発声技術向上のための研究会及び発声指導員の養成研修会等の開催事業 (3) 喉摘者専用の発声補装具等（人工喉頭他必需用品）の研究、製作、斡旋及び頒布の事業（障害者自立支援法に基づく「日常生活用具」を各地方行政機関との委託契約により行なう配布並びに修理受託の事業を含む。） (4) 喉摘者の厚生、啓発及び発声技術の研究、指導のための教材、図書類の出版、頒布の事業 (5) 喉頭がんの一次予防としての禁煙運動を展開する事業 (6) 関係機関及び福祉団体との連絡、提携の事業 (7) その他本会の公益目的を達成するために必要な事業	
役員に関する事項	評議員 猪 原 秀 典	平成28年 5月14日重任
		平成28年 6月 1日登記
	評議員 高 野 伸 生	平成28年 5月14日重任
		平成28年 6月 1日登記
	評議員 岡 倉 三 郎	平成28年 5月14日重任
		平成28年 6月 1日登記

評議員	草川大造	平成28年 5月14日重任
		平成28年 6月 1日登記
評議員	藤井隆	平成28年 5月14日重任
		平成28年 6月 1日登記
代表理事	上西洋二	平成27年 5月25日就任
		平成27年 9月 8日登記
理事	上西洋二	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	高岡都	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	小坂康夫	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	大津亘	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	山本浩司	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	田阪忠正	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	藤本光利	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	貴田詔三	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	杉本隆	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
理事	大村晴夫	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記

	理事	西 野 光 彦	平成 2 7 年 5 月 1 6 日重任
			平成 2 7 年 9 月 8 日登記
	監事	成 瀬 俊 昭	平成 2 7 年 5 月 1 6 日重任
			平成 2 7 年 9 月 8 日登記
	監事	大 谷 良 弘	平成 2 8 年 5 月 1 4 日就任
			平成 2 8 年 6 月 1 日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、理事会の決議によって、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 9 8 条において準用する第 1 1 1 条第 1 項」の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。		

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成28年 6月10日

大阪法務局
登記官

石 打 正 己

